

大和市告示第54号

大和市放課後児童健全育成事業の届出等に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和6年3月28日

大和市長 古谷田 力

大和市放課後児童健全育成事業の届出等に関する要綱の一部を改正する要綱

大和市放課後児童健全育成事業の届出等に関する要綱（平成27年大和市告示第57号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第36条の32の2第1項各号」を「第36条の32の6第1項各号」に改める。

第4条中「第36条の32の3各号」を「第36条の32の7各号」に改める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。